

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和8年1月27日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 持田政邦

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市宮前区役所 4階大会議室	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	1月28日から 2月7日まで
川崎市宮前区役所 向丘出張所等 1階ロビー	川崎市宮前区宮前平1丁目1番10号	